

## 船舶事故調査報告書

平成28年9月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年4月30日 09時50分ごろ
発生場所	沖縄県読谷村残波岬西南西方沖 残波岬灯台から真方位240° 4.1海里付近 (概位 北緯26°24.5′ 東経127°38.9′)
事故の概要	漁船十八海徳丸は、北北東進中、また、漁船山丸は、漂泊中、両船が衝突した。 十八海徳丸は、船首部外板に擦過傷を生じ、また、山丸は、左舷ブルワークの破損等を生じた。
事故調査の経過	平成28年5月19日、調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 十八海徳丸、4.94トン MZ3-5576（漁船登録番号）、個人所有 第295-20593号（船舶検査済票の番号） B 漁船 山丸、2.0トン ON3-26217（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 左舷ブルワークに破損、左舷中央部のハンドレールに破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 約2.4m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、約6～7ノットの対地速力で自動操舵によって北北東進中、船長Aが、前方に航行の支障となる船舶を見掛けなかったため、操舵室の低い台に腰を掛けていた。 船長Aは、衝撃を感じ、立ち上がって前方を見たところ、B船との衝突に気付いた。 B船は、機関を中立運転として、船首を西に向け、シーアンカーを右舷船尾方に入れて漂泊し、右舷船首部及び船尾部のラインホーラを使って操業していた。 船長Bは、ラインホーラを巻揚げに切り換え、船尾の椅子に腰を掛け、右舷方を見ながら、時折周囲を見ながら餌の準備をしていたところ、船体に衝撃を感じた。
分析	船長Aは、前方に航行の支障となる船舶がないものと思い、操舵

	<p>室の低い台に腰を掛け、見張りを行っていなかったことから、漂泊中のB船の存在に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、右舷方を見て餌の準備をしていて左舷方の見張りを適切に行っていないことから、左舷方から接近するA船の存在に気付かなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、船長Aが見張りを行わず、また、船長Bが見張りを適切に行っていないため、互いに相手船に気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li></ul>